

令和6年度の国民健康保険税について

国民健康保険税は世帯主様に課税されます。

（世帯主様が社会保険、後期高齢者医療制度等に参加されている場合（擬制世帯）でも、世帯主様に課税されますが、税額については国民健康保険に加入されている方のみで計算されます。）

保険税の計算方法（税率等）

医療給付費分（医療分）

①所得割	基準総所得金額	×	6.2%	=①
②均等割	加入している人数	×	25,100円	=②
③平等割	1世帯あたり		25,600円	=③
A：医療分計（限度額：65万円） = ①+②+③				

後期高齢者支援金分（支援金分）

①所得割	基準総所得金額	×	2.0%	=①
②均等割	加入している人数	×	8,500円	=②
③平等割	1世帯あたり		7,500円	=③
B：支援金分計（限度額：24万円） = ①+②+③				

介護納付金分（介護分）・・・40歳以上65歳未満の方

①所得割	基準総所得金額	×	1.7%	=①
②均等割	加入している人数	×	14,200円	=②
C：介護分計（限度額：17万円） = ①+②				

★ 国民健康保険税 = A + B + C

（注1）基準総所得金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額（43万円）

（注2）令和4年度以降、世帯に未就学児がいる世帯については、当該未就学児に係る均等割が5割軽減されます。

保険税の軽減

世帯の軽減判定所得が、下表に該当する場合は、保険税の均等割・平等割が軽減されます。

申請の必要はありませんが、世帯主及び被保険者が前年中の所得を申告している場合に限りです。

軽減割合	世帯主及び被保険者等の軽減判定所得（前年所得）
7割軽減	43万円以下の世帯+10万円×（給与所得者等の数-1）以下（※1）
5割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）（※1） +29.5万円×（被保険者数（※2））以下の世帯
2割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）（※1） +54.5万円×（被保険者数（※2））以下の世帯

（※1）給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす者の合計数のことで、いない場合は1とします。

・給与収入が55万円を超える者

・公的年金等の収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

（※2）国民健康保険から後期高齢者医療保険制度に移行した方のうち、継続して移行時と同じ世帯である方も被保険者数に加えて軽減割合の判定を行います。

軽減判定所得について

軽減判定所得金額	=	前年中の 総所得金額等（※3）	+	専従者給与 （控除）額（※4）	-	軽減判定上の純損失の 繰越控除額（※5）
----------	---	--------------------	---	--------------------	---	-------------------------

（※3）・総所得金額及び山林所得並びに分離課税所得の合計額で退職所得は含みません。

・総合課税分の長期譲渡所得及び一時所得は1/2の金額で、土地・建物等の分離課税の譲渡所得は特別控除適用前の金額で判定します。

・65歳以上の方は、公的年金所得から15万円を控除した額で計算します。

（※4）・事業主は青色専従者給与額、事業専従者控除を必要経費として控除せずに判定します。また、専従者が事業主から支払いを受けた給与（専従者給与）は軽減判定所得には含みません。

（※5）・軽減判定上の純損失の繰越控除額は、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」とは別に計算します。

問い合わせ：市民環境部 市民課 医療保険係
電話 058—323—7750